

(一社)長崎県建設業協会  
(一社)長崎県中小建設業協会  
(一社)長崎県造園建設業協会  
(一社)長崎県ほ装協会  
(一社)長崎県管工事協会  
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(一社)長崎県斜面安定技術協会  
(一社)長崎県のり面協会  
(一社)長崎県空調衛生設備業協会  
(一社)長崎県解体工事業協会  
長崎県建設工業協同組合  
長崎県電気工事業工業組合  
長崎県管工事業協同組合連合会  
(一社)長崎県漁場整備開発協会  
長崎県造船協同組合

様

土 木 部 長  
(公印省略)

長崎県建設工事執行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1 改正内容

- ① 監理技術者の配置を要する金額及び技術者の専任を要する金額について  
建設業法施行令に定める金額とした
- ② 手続等の特例について  
第57条第2項に定める手続の特例について、一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に  
適用を拡大することとした

2 施行日

令和7年2月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事から施行する。



【問い合わせ】

長崎県土木部建設企画課  
公共工事契約指導班  
TEL:095-894-3027  
FAX:095-894-3461

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事執行規則</p> <p style="text-align: center;">昭和49年4月1日 長崎県規則第30号 最終改正 令和7年1月31日 長崎県規則第1号</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第21条 略 2～4 略</p> <p>5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が<u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条に定める金額以上</u>となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。</p> <p>6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事1件の請負代金の額が<u>建設業法施行令第27条に定める金額</u>以上のもの。)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)</p> <p>7 略</p> <p>(一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例)</p> <p>第58条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに<u>前条第1項</u>の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第11条並びに<u>前条第1項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 <u>この規則は、令和7年2月1日から施行する。</u></p> <p>様式第12号(第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">現場代理人等通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(受注者)</p> <p>年 月 日付けをもって請負契約を締結した</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事執行規則</p> <p style="text-align: center;">昭和49年4月1日 長崎県規則第30号 最終改正 令和6年12月20日 長崎県規則第36号</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第21条 略 2～4 略</p> <p>5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が<u>4,500万円以上(建築一式工事にあつては7,000万円以上)</u>となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。</p> <p>6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事1件の請負代金の額が<u>4,000万円以上</u>のもの。<u>ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては8,000万円以上のもの。</u>)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)</p> <p>7 略</p> <p>(一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例)</p> <p>第58条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに<u>第57条</u>の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第11条並びに<u>第57条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>附 則 <u>この規則は、令和7年1月1日から施行する。</u></p> <p>様式第12号(第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">現場代理人等通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(受注者)</p> <p>年 月 日付けをもって請負契約を締結した</p>

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

改正後		改正前	
(工事番号) (工事名) について、工事標準請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので通知します。 <p style="text-align: center;">記</p>		(工事番号) (工事名) について、工事標準請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので通知します。 <p style="text-align: center;">記</p>	
現場代理人氏名		現場代理人氏名	
主任技術者、 監理技術者氏名 又は特例監理技術者	専任 ・ 非専任 (主任技術者の場合、該当に○)	主任技術者、 監理技術者氏名 又は特例監理技術者	専任 ・ 非専任 (主任技術者の場合、該当に○)
監理技術者補佐		監理技術者補佐	
専門技術者氏名		専門技術者氏名	
追加技術者氏名 "低入札価格・履行確実 性確保価格未満の場合 のみ記載"		追加技術者氏名 "低入札価格・履行確実 性確保価格未満の場合 のみ記載"	
以下、現場代理人等の兼務について、該当に○ ・「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 ) ・「他の工事(国、県、市町、民間等全て)の現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 ) ※技術者は、「資格者証(写し)」を添付すること。 (実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。)		以下、現場代理人等の兼務について、該当に○ ・「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 ) ・「他の工事(国、県、市町、民間等全て)の現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 ) ※技術者は、「資格者証(写し)」を添付すること。 (実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。)	
備考 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。 なお、請負金額が建設業法施行令第27条に定める金額以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。 下請代金の総額が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。		備考 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。 なお、請負金額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。 下請代金の総額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。	
2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に		2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に	

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。</p> <p>3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。</p> <p>4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」(注)を提出すること。</p> <p>(注) 現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。</p>	<p>監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。</p> <p>3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。</p> <p>4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」(注)を提出すること。</p> <p>(注) 現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。</p>								
<p>様式第12号の2 (第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">現場代理人等変更通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者)</p> <p>工事番号</p> <p>工事名</p> <p>年 月 日付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、工事標準請負契約書第10条に基づき通知します。</p>	<p>様式第12号の2 (第21条関係)</p> <p style="text-align: center;">現場代理人等変更通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者)</p> <p>工事番号</p> <p>工事名</p> <p>年 月 日付けで通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、工事標準請負契約書第10条に基づき通知します。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">現場代理人等変更年月日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>変更する現場代理人等区分</td> <td></td> </tr> </table>	現場代理人等変更年月日		変更する現場代理人等区分		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">現場代理人等変更年月日</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>変更する現場代理人等区分</td> <td></td> </tr> </table>	現場代理人等変更年月日		変更する現場代理人等区分	
現場代理人等変更年月日									
変更する現場代理人等区分									
現場代理人等変更年月日									
変更する現場代理人等区分									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">旧現場代理人等氏名</td> <td style="width: 50%;">新現場代理人等氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">変更事由</td> </tr> </table>	旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名	変更事由		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">旧現場代理人等氏名</td> <td style="width: 50%;">新現場代理人等氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">変更事由</td> </tr> </table>	旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名	変更事由	
旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名								
変更事由									
旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名								
変更事由									
<p>※技術者は「資格者証(写し)」を添付する。 (実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。)</p> <p>(注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式第12号に準ずる。 2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人</li> <li>・主任技術者</li> <li>・監理技術者</li> <li>・監理技術者補佐</li> </ul>	<p>※技術者は「資格者証(写し)」を添付する。 (実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。)</p> <p>(注)1. 新現場代理人等の記入内容は様式第12号に準ずる。 2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人</li> <li>・主任技術者</li> <li>・監理技術者</li> <li>・監理技術者補佐</li> </ul>								

長崎県建設工事執行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>・専門技術者 ・追加技術者</p> <p>3. 主任技術者及び監理技術者を変更する場合は、発注者の承認後提出する。以下、現場代理人等の兼務について、該当に○ ・「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 ) ・「他の工事(国、県、市町、民間等全て)の現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 )</p> <p>備考</p> <p>1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。 なお、請負金額が<u>建設業法施行令第27条に定める金額</u>以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。 下請代金の総額が<u>建設業法施行令第2条に定める金額</u>以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。</p> <p>2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。</p> <p>3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。</p> <p>4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」(注)を提出すること。</p> <p>(注) 現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。</p>	<p>・専門技術者 ・追加技術者</p> <p>3. 主任技術者及び監理技術者を変更する場合は、発注者の承認後提出する。以下、現場代理人等の兼務について、該当に○ ・「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 ) ・「他の工事(国、県、市町、民間等全て)の現場代理人又は配置技術者」 ( 有 ・ 無 )</p> <p>備考</p> <p>1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。 なお、請負金額が<u>4,000万円(建築一式工事は8,000万円)</u>以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。 下請代金の総額が<u>4,500万円(建築一式工事は7,000万円)</u>以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。</p> <p>2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し(表・裏とも)及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。</p> <p>3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。</p> <p>4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」(注)を提出すること。</p> <p>(注) 現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。</p>

# 長崎県建設工事執行規則

昭和49年4月1日 長崎県規則第30号

最終改正 令和7年1月31日 長崎県規則第1号

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ、合理的な執行を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

### (工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、請負又は委託の方法によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、直営とすることができる。

- (1) 工事の性質上請負又は委託の方法によることが不相当と認めるとき。
- (2) 急施を要し、請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
- (3) 請負契約又は委託契約を締結することができないとき。
- (4) その他特に直営とする必要があると認めるとき。

2 直営工事に関し必要な事項は、別に定める。

3 知事は、国、地方公共団体又はその他相当と認める者に工事を委託することができる。

4 知事は、国、地方公共団体又はその他相当と認める者から工事の委託を受けることができる。

## 第2章 入札及び契約

### (受注者の資格)

第3条 工事を請け負う者（以下「受注者」という。）は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者で建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けたものでなければならない。

### (予定価格調書)

第4条 知事又はその委任を受けて契約を締結する者（以下「契約担任者」という。）が予定価格を定めたときは、予定価格調書（様式第1号、様式第1号の2及び様式第1号の3）及び予定価格調書用封筒（様式第2号）を使用して確実に保管しなければならない。

### (指名競争入札に参加する者の指名)

第5条 指名競争入札に参加する者の指名は、入札参加資格を有する者の中から、知事が別に定める長崎県建設工事入札参加者格付要綱及び長崎県建設工事の指名基準等を勘案して行わなければならない。なお、入札に参加する者を指名選定する際は、指名請負人調書（様式第2号の2）により入札に参加する予定者を推薦し、決定するものとし、その決定については、長崎県建設工事入札参加者格付要綱に定める指名委員会を設置し、指名選定に努めるものとする。

### (指名競争入札参加者等への通知)

第6条 指名競争入札参加者への通知は、入札執行通知書（様式第3号及び様式第3号の2）により行うものとする。

2 契約担任者は、前条に規定する指名競争入札参加者が長崎県建設工事の指名基準に抵触した場合等諸般の事由があるときは、その者の指名を取り消すことができる。この場合において、その者に対する通知は指名取消通知書（様式第3号の3）により行うものとする。

3 随意契約において、見積書を徴取する場合のその参加者への通知は、見積執行通知書（様式第3号の4及び様式第3号の5）により行うものとする。

### (入札及び見積りの辞退)

第6条の2 指名競争入札に参加する者の指名を受けた者（以下この条において「指名を受けた者」という。）は、当該入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札（見積）辞退届（様式第3号の6）を契約担任者に直接持参し、又は郵送（入札執行

の日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札(見積)辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 前3項の規定は、随意契約に伴う見積書の徴取について準用する。

(入札及び入札書等)

第7条 入札又は見積りは、契約担任者から指定された日時及び方法により本人又はその代理人(以下この条において「入札者」という。)がしなければならない。

- 2 入札又は見積りは、入札(見積)書(様式第4号)及び入札(見積)用封筒(様式第5号)を使用してしなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札(見積)書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の延期等)

第8条 契約担任者は、入札又は見積りの執行前において、天災その他やむを得ない理由があるときは、入札又は見積りの執行を延期し、又は中止することができる。

(落札者の決定及び通知)

第9条 契約担任者は、落札となるべき価格の入札をした者がいるときは、直ちに落札者を決定してその旨及び落札価格を落札者に通知するとともに他の入札者に対し、落札価格及び落札者を公表するものとする。

- 2 契約担任者は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定める入札参加資格の有無を入札執行後に審査する一般競争入札の場合にあつては、落札者の決定を一時保留し、当該審査を行った後、知事が別に定めるところにより落札者の決定等を行うものとする。
- 3 契約担任者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に該当すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず落札者の決定を一時保留し、知事が定めて別に告示する基準の定めるところにより落札者の決定等を行うものとする。
- 4 前項の場合において、上司の指示を受ける必要があると認めるときは、前項の基準により提出を求めた資料等を添え意見を付して進達しなければならない。

(契約の不締結)

第9条の2 落札者が、契約締結までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 長崎県建設工事の指名基準(平成8年長崎県告示第1111号の2)に抵触した場合
  - (2) 入札公告に定める入札参加資格要件(要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。)のいずれかを満たさなくなった場合
  - (3) 落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合
- 2 前項の場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。
  - 3 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、契約不締結通知書(様式第5号の2)によりその旨を通知しなければならない。
  - 4 契約担任者は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該工事を再度の競争入札に付するものとする。

(入札保証金の還付)

第10条 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者に係るものについては、契約保証金の一部に充当することができる。

(随意契約締結の通知)

第11条 契約担任者は、随意契約を締結することを決定したときは、速やかにその旨を当該見積をした者に通知するものとする。

(工事請負契約書)

第12条 工事の請負契約は、知事が定めて別に告示する長崎県建設工事標準請負契約書(以下「契約書」という。)によらなければならない。なお、契約書に記載する工期開始日については、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結

日より起算して7日以内の日としなければならない。

- 2 契約担任者は、前項の契約書の条項につき特に重要な事項を削除し、変更し、又はさらに新たな条項を追加する必要があると認めるときは、あらかじめ、その内容について上司の決裁を受けなければならない。
- 3 契約担任者は、前項の規定により契約書の内容を変更するときは、その内容をあらかじめ、入札参加者に通知するものとする。
- 4 契約担任者は、第2項に定めるもののほか、当該工事の内容に適合するよう第1項の契約書の条項を削除し、変更し、又はさらに新たな条項を追加することができる。この場合においては、受注者と協議してその内容を定めるものとする。

#### (下請負人の通知)

第12条の2 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において下請負人を決定したときは、直ちに、契約担任者に対して、当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を設計図書(当該工事の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に定める施工体系図により通知しなければならない。

#### (契約の解除)

第13条 契約担任者は、必要があるときは、契約を解除することができる。この場合においては、契約解除通知書(様式第6号)により受注者に通知するものとする。

- 2 契約担任者は、契約を解除したときは、工事の出来形部分で検査に合格した部分(部分払の対象となった工事材料を含む。)の引渡しを受け、当該引渡しを受けた部分に相応する請負代金を支払うものとする。
- 3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額(第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1(第9条第3項の基準の定めるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の3)に相当する額を違約金として契約担任者が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合については、この限りでない。
- 5 契約担任者は、受注者の責めによらない理由により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において当該賠償額は、受注者と協議して定める。

#### (契約解除に伴う措置)

第14条 契約担任者又は受注者は、工事の完成前に契約が解除された場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 工事用地等にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有に属するこれらの物件を含む。)があるときは、これを撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて契約担任者に明け渡さなければならない。
  - (2) 前号の場合において受注者が正当な理由がなく一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、契約担任者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、契約担任者が行った当該処分等に対し、異議を申し出ることができないものとし、これに要した費用を負担しなければならない。
- 2 前項第2号に規定する措置に要する一定の期間、方法等については、契約の解除が契約担任者の約定解除権の行使であるときは契約担任者が定め、その他の契約解除による場合は受注者と協議して定めるものとする。
  - 3 工事の完成後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、契約担任者及び受注者が民法(明治29年法律第89号)の規定に従って協議して定めるものとする。

#### (契約保証金の還付等)

第15条 契約保証金は、工事目的物の引渡し後に還付するものとする。

- 2 受注者の責めに帰する理由により、契約を解除した場合においては、前項の規定にかかわらず、第13条第4項に規定する違約金に充当するものとする。

( 契約の変更 )

第16条 契約担任者は、工事内容の変更により契約を変更しようとするときは、契約変更申込書等(様式第7号、様式第7号の2、様式第7号の3、は様式第7号の4又は様式第7号の5)により受注者に申込まなければならない。

2 受注者は、前項の申込みがあつた場合において異議がないときは、速かに契約変更請書(様式第8号、様式第8号の2、様式第8号の3又は様式第8号の4)を契約担任者に送付しなければならない。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)を適用する部分(以下「建設リサイクル法適用部分」という。)の変更については、工事請負変更契約書(様式第8号の5)により変更契約を締結するものとする。

3 受注者は、請負代金額の変更等について協議が整つたとき、又は見積の結果について通知を受けたときは、速かに契約変更請書を契約担任者に送付しなければならない。

( 支払方法に関する契約の変更 )

第16条の2 受注者は、工期途中における請負代金額の一部を発注者が支払っていない場合(前払金を除く。)に限り、当初契約において選択した中間前金払又は既済部分払を変更することができる。この場合において、受注者は、中間前金払・部分払の変更申請書(様式第7号の6)を契約担任者に提出しなければならない。

2 契約担任者は、前項の規定により受注者から中間前金払・部分払の変更申請書の提出があつた場合においては、速やかに、工事請負変更契約書(様式第8号の6又は様式第8号の7)により変更契約を締結するものとする。

( 工事中の中止 )

第17条 契約担任者は、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、工事中止通知書(様式第9号)により受注者に通知するものとする。

2 契約担任者は、前項の規定により、工事の施工を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における工期若しくは請負代金額の変更又は負担額は、受注者と協議して定める。

3 契約担任者は、工事の施工の一時中止を解除しようとするときは、工事中止解除通知書(様式第10号)により受注者に通知するものとする。

( 著しく短い工期の禁止 )

第18条 契約担任者は、工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期としないようにしなければならない。

( 工期の延長及び短縮 )

第19条 受注者は、天候の不良等その責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期延期届(様式第11号)により契約担任者に請求しなければならない。この場合において契約担任者は、受注者と協議して延長日数を定めるものとする。

2 契約担任者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

この場合において、請負代金額を変更する必要があると認められるとき又は受注者に損害を及ぼした場合で費用の負担が必要と認められるときは、受注者と協議して定めるものとする。

3 前2項の規定により工期を変更し、又は前項後段の規定により請負代金額を変更する場合の手続については、第16条の規定を準用する。

( 履行遅滞の場合の損害賠償請求等 )

第20条 契約担任者は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成できない場合においては、損害の賠償を受注者に請求することができる。

2 前項の損害の賠償額は、請負代金額(第45条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額)につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第41条第2項及び第45条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を契約担任

者に請求することができる。

### 第3章 工事の管理

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。)及び専門技術者を定め、工事の始期の前日まで(契約締結日と工事の始期の日が同日の場合には、契約締結日)に現場代理人等通知書(様式第12号)により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは現場代理人等変更通知書(様式第12号の2)により遅滞なく通知しなければならない。
- 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、契約の履行に関し、工事の監督を行う職員(以下「監督職員」という。)の指示に従い、工事現場の運営、取締りを行うほか、その権限に基づき当該工事に関する一切の事項を処理するものとする。
  - 3 契約担任者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、契約担任者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
  - 4 受注者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置かなければならない。
  - 5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第2条に定める金額以上となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。
  - 6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事1件の請負代金の額が建設業法施行令第27条に定める金額以上のもの。)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない(監理技術者補佐を設置する場合を除く。)
  - 7 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、兼ねることができる。

(監督職員)

- 第22条 知事又はかいの長若しくは契約担任者は、監督職員を定めたときは、遅滞なく、監督職員決定(変更)通知書(様式第13号)により受注者に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、設計図書で定めるところにより、この規則の他の条項に定めるもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。
    - (1) 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、協議、通知、承諾及び受理
    - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
    - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
    - (4) 関連する二以上の工事における工程等の調整
    - (5) その他契約担任者が必要と認め監督職員にその権限の一部の行使を命じたもの
  - 3 監督職員が前項の権限(前項第1号の協議を除く。)を行使するときは、原則として別に定める工事打合せ簿によってしなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第23条 契約担任者又は監督職員は、現場代理人、主任技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもつて必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約担任者に対して、その理由を明示した書面をもつて、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
  - 3 契約担任者又は受注者は、前2項により相手方から必要な措置の請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面をもつて相手方に通知しなければならない。

(計画工程表の提出)

- 第24条 受注者は、工事の開始の日から40日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。

(工事の施工)

- 第25条 受注者及び現場代理人(以下「受注者等」という。)は、契約書に定めるもののほか、設計図書に基づき誠実に工事を施工しなければならない。

- 2 工事の施工に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者が定めることができるものとする。
- 3 受注者等は、第三者が施工する他の工事と施工上密接に関連する工事において、契約担任者が工事の施工につき、調整を行つたときは、これに従わなければならない。
- 4 受注者等は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。
- 5 受注者等は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
  - (2) 設計図書と工事現場の状況が一致しないこと
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しない場合及び設計図書に誤謬又は脱漏がある場合を含む。）
  - (4) 工事現場の地質、漏水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 6 監督職員は、前項の確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者等の立会いの上直ちに調査を行い、その結果（それに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者等に調査終了後14日以内に通知するものとする。
- 7 契約担任者は、第5項の事実が受注者等との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行うものとする。この場合において、第17条第2項の規定を準用する。

（臨機の措置）

- 第26条 受注者等は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者等は、あらかじめ、監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者等は、そのとつた措置の内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者等に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者等が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者等が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、契約担任者が負担するものとし、その負担額は、受注者と協議して定める。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第27条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
  - 3 監督職員は、受注者等から前項の検査の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
  - 5 受注者等は、工事の検査を行う職員（以下「検査職員」という。）又は監督職員の検査に合格した工事材料を、監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
  - 6 受注者等は、検査職員又は監督職員の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工場現場外に搬出しなければならない。

（支給材料及び貸与品）

- 第28条 契約担任者は、受注者に対して工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与することができる。
- 2 前項の規定により支給する工事材料又は貸与する建設機械器具の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所、引渡時期及び支給又は貸与の条件等については、契約書及び設計図書で定めるところによるものとする。
  - 3 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者等の立会いの上、契約担任者の負担において、当該

支給材料又は貸与品の検査をしなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、受注者等は、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。

- 4 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、監督職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないこと（第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないとして認めるときは、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。
- 6 監督職員は、受注者等から第3項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者等に請求しなければならない。
- 7 監督職員は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 契約担任者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者等に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 9 受注者等は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 10 受注者等は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を契約担任者に返還しなければならない。
- 11 受注者等は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、監督職員の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 12 受注者等は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第29条 受注者等は、設計図書において監督職員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者等は、設計図書において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者等は、前2項の規定による監督職員の立会い又は見本検査を受けるほか、契約担任者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものとして指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督職員は、受注者等から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。監督職員が正当な理由がなく受注者等の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を及ぼすおそれがあるときは、受注者等は、書面をもつて監督職員に通知し、当該立会い又は見本検査を受けず、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において受注者等は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 5 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第30条 受注者等は、工事の施工部分が設計図書に適合せず、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示による等契約担任者の責めに帰すべき理由によるときは、第17条第2項の規定を準用する。
- 2 契約担任者又は監督職員は、受注者等が第27条第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反し、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、必要に応じて工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合に

において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(部分使用)

第31条 契約担任者は、第39条第2項の規定による引渡し前においても工事目的物の全部又は一部について、部分使用承諾書(様式第14号)により受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、契約担任者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。

3 契約担任者は、第1項の使用により、受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合における必要な費用の額は、受注者と協議して定める。

#### 第4章 検査及び引渡し

(検査命令)

第32条 検査職員は、検査に際し、検査員証(様式第15号)を携行しなければならない。

(検査の技術的基準等)

第33条 検査職員が工事の検査を行う場合の出来形及び品質の基準、検査実施の方法若しくは評価基準又は検査結果の報告等については、別に定める。

(完成検査)

第34条 受注者は、工事が完成したときは、完成通知書(様式第16号)に工事写真等の工事記録を添えて契約担任者に通知しなければならない。

2 契約担任者は、前項の工事完成通知書を受理した場合において、職員以外の者に検査を行わせる必要があると認めるときは、直ちに検査依頼書(様式第17号)に関係書類を添えて依頼するものとする。

(破壊検査等)

第35条 検査職員は、前条の検査にあたり、必要があると認めるときは、その理由を受注者等に通知して検査のため必要な設備若しくは器材の準備を請求し、又は工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

2 検査職員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、見本又は工事写真等の工事記録の提示を請求することができる。

3 受注者は、第1項の規定により設備をし、又は工事目的の一部を破壊したときは、検査職員の指定する期間内に修復しなければならない。

(工事の手直し)

第36条 検査職員は、完成検査の結果契約の内容と相異し、又は不完全な部分を発見し、不合格と認めるときは、工事手直し指示書(様式第18号)により、不合格部分の内容及び完了期日を指定して修補又は改築を指示しなければならない。

2 受注者は、前項の工事の手直しを完了したときは、直ちに修補完了届(様式第18号の2)を検査職員に提出し、検査職員の検査を受けなければならない。

3 工事の手直しに要した期間が契約の工期を超えた分については、遅延日数に算入するものとする。また、契約工期後に完成検査を行った場合については、完成検査の結果、不合格とされた日から修補が完了して再検査に合格した日までの日数を遅延日数とする。

(費用の負担)

第37条 検査に直接要する費用又は修補若しくは改築等の手直し工事並びに破壊検査による復旧に要する費用は、受注者が負担するものとする。

(既済部分検査)

第38条 受注者は、契約に基づき部分払の請求をしようとするときは、請負工事既済部分検査請求書(様式第19号)に既済部分の確認に必要な工事写真等の工事記録を添えて契約担任者に請求しなければならない。

2 契約担任者は、前項の申込書を受理したときは、受理した日から14日以内に、自ら検査職員に既済部分の検査を行わせ、その結果を既済部分検査結果通知書(様式第19号の2)により、受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査職員は、遅滞なく検査調書を契約担任者に提出しなければならない。

4 契約担任者は、契約を解除し、又は工事を打ち切った場合は、遅滞なく検査職員により既済部分検査を行うものとする。

る。

- 5 前項の検査職員は、遅滞なく検査調書及び既済部分内訳書を契約担任者に提出しなければならない。
- 6 第35条から前条までの規定は、既済部分検査に準用する。

(引渡し)

第39条 契約担任者は、完成検査の結果工事の完成を確認したときは、7日以内に受注者に工事完成確認書(様式第20号)により通知するものとする。

- 2 工事目的物の引渡しは、前項の通知の日をもって完了したものとする。

(部分引渡し)

第40条 工事目的物について、契約担任者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、指定部分完成通知書(様式第19号の3)により、契約担任者に通知しなければならない。

- 2 第34条から第37条まで及び前条の規定は、指定部分の工事完了に準用する。

## 第5章 請負代金の支払

(完成払)

第41条 受注者は、第39条第1項の通知を受けた場合において、請負代金の支払を請求しようとするときは、請求書(完成払)(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。

- 2 契約担任者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に支払わなければならない。

(前金払)

第42条 受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を契約担任者に寄託して、請求書(前金払)(様式第21号)により請求しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、契約担任者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 契約担任者は、第1項の規定による請求があつたときは、その日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第9条第3項の基準の定めるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の2)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第9条第3項の基準の定めるところにより調査を行い契約を締結した場合にあっては10分の3)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、契約担任者及び受注者は、協議して返還すべき超過額を定める。

ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わないときには、契約担任者が当該超過額を定め、受注者に通知する。

7 契約担任者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

8 受注者は、第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を契約担任者に寄託しなければならない。

9 受注者は、請負代金額が減額された場合において保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を契約担任者に寄託しなければならない。

10 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、契約担任者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(中間前金払)

第43条 受注者は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項に規定する前金払(以下「中間前金払」という。)の請求をしようとするときは、あらかじめ契約担任者に認定請求書(様式第22号)に工事履行報告書(様式第22号の2)を添えて同項各号に掲げる要件の認定を請求しなければならない。

2 契約担任者は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から7日以内に、監督職員に当該請求に係る認定を行わせ、その結果を認定(調書)通知書(様式第22号の3)により受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約の保証証書を契約担任者に寄託して、請求書(中間前金払)(様式第21号)により中間前金払を請求しなければならない。

4 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、契約担任者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

5 契約担任者は、前項の規定による請求があつたときは、その日から起算して20日以内に中間前払金を支払わなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前5項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、契約担任者及び受注者は、協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わないときには、契約担任者が当該超過額を定め、受注者に通知する。

9 契約担任者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

10 中間前払金の支払を受けている受注者については、前条第5項から第7項までの規定は適用しない。

11 前条第8項、第9項及び第10項の規定は、中間前払金について準用する。この場合において、同条第8項中「第4項」とあるのは「第43条第6項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第10項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。

(部分払)

第44条 受注者は、第38条第2項の規定により通知を受けたときは、請求書(部分払)(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。ただし、請求できる金額は、請負代金相当額の10分の9以内の額とする。

2 契約担任者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

3 第1項の請負代金相当額は、契約担任者と受注者で協議して定める。ただし、契約担任者が第38条第2項の規定による通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担任者が定め、受注者に通知する。

4 第2項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡しによる支払)

第45条 受注者は、指定部分について第40条の規定において準用する第39条第1項の通知を受けた場合において、当該部分に相応する請負代金の支払を請求しようとするときは、請求書(指定部分完成払)(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。

2 契約担任者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に指定部分に相応する請負代金を支払わなければならない。

3 指定部分に相応する請負代金の額は、契約担任者及び受注者で協議して定める。ただし、契約担任者が第40条の規定

において準用する第39条第1項の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担任者が当該額を定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第46条 契約担任者は、債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び当該支払限度額に対応する出来高予定額を契約書において定めるものとする。

2 契約担任者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第47条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第42条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第44条第1項の請負代金相当額(以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、当該契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、前項の規定による読替え後の第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において契約会計年度に翌会計年度以降の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第42条第10項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第48条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 契約担任者は、部分払を請求出来る回数を各会計年度毎に契約書において定めるものとする。

(第三者による代理受領)

第49条 受注者は、代理受領承諾申請書(様式第25号)により契約担任者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 契約担任者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書(様式第26号)に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第41条、第44条又は第45条の規定に基づく支払をしなければならない。

## 第6章 危険負担及び担保責任

(一般的損害)

第50条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条又は第52条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害(第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。次条第1項において同じ。)のうち契約担任者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担任者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第51条 受注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち契約担任者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担任者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、契約担任者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第52条 受注者は、工事目的物の引渡し前に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で契約担任者又は受注者の双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を書面をもって契約担任者に通知しなければならない。

2 契約担任者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を契約担任者に請求することができる。

4 契約担任者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第27条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第38条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額がその額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(契約不適合責任)

第53条 契約担任者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を契約不適合修補請求書(様式第27号)により請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担任者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の規定による契約不適合修補請求を受けた者は確認書(契約不適合修補)(様式第28号)を契約担任者へ提出し

なければならない。

- 3 前項の規定による履行の追完及び損害賠償の請求は、第39条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年(設備機器本体等については1年)以内にこれを行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、民法の定めにより請求することができる。
- 4 契約担任者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに書面をもつて受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 第1項の規定は、引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約担任者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第7章 雑 則

### (火災保険等)

- 第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに契約担任者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を契約担任者に通知しなければならない。

### (あっせん又は調停)

- 第55条 契約担任者及び受注者は、契約書の各条項において契約担任者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、当該契約担任者が定めたものに当該受注者が不服があるときその他当該契約書に関して当該契約担任者及び受注者間に紛争を生じたときは、建設業法による長崎県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。
- 2 契約担任者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により契約担任者若しくは受注者が決定を行った後、又は契約担任者若しくは受注者が決定を行わずに同項の期間が経過した後でなければ、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

### (仲 裁)

- 第56条 契約担任者及び受注者は、その一方又は双方が前条第1項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

### (手続等の特例)

- 第57条 契約担任者は、第6条、第16条第1項若しくは第2項、第17条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第21条第1項、第22条第1項若しくは第3項、第24条、第32条、第36条第1項又は第39条の規定にかかわらず、軽微な工事については、当該各条の手続等を省略することができるものとする。
- 2 契約担任者は、第22条第1項前段の規定にかかわらず、一定の規格の範囲内においてゴム印等押し、これに必要な事項を記入することにより同条同項の文書の作成に代えることができるものとする。

### (一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例)

- 第58条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに前条第1項の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書及び第2項、第11条並びに前条第1項の規定は、適用しない。

(電子情報処理組織による入札の特例)

第59条 電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う入札(「電子入札」という。)については、第6条、第6条の2第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、別に定める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 価 格	(入札書比較価格 )
最 低 制 限 価 格	(入札書比較価格 )
<p>上記のとおり定める。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 印</p>	

備考 最低制限価格を設定する場合に使用する。

様式第1号の2（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 価 格	(入札書比較価格 )
低入札調査基準価格	(入札書比較価格 )
<p>上記のとおり定める。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 印</p>	

備考 低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。

様式第1号の3（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市（郡） 町 地内
予 定 価 格	（入札書比較価格 ）
履行確実性評価価格	（入札書比較価格 ）
履行確実性確保価格	（入札書比較価格 ）
上記のとおり定める。  年 月 日  職 氏 名 印	

備考 履行確実性評価価格を設定する場合に使用する。

様式第2号（第4条関係）

予 定 価 格 調 書 用 封 筒

（表）

秘

第 号

工事名

予 定 価 格 調 書

最低制限価格	設定
低入札調査基準価格	
履行確実性評価価格	

所属所（課）名

（裏）

- 備考 1 最低制限価格、低入札調査基準価格又は履行確実性評価価格のいずれかを設定し、設定しない価格は二本線で抹消すること。
- 2 封筒の大きさは、標準規格長3とし、2重封筒とする。
- 3 作成者は認印をもって封印すること。

様式第2号の2（第5条関係）

工事番号	
工事名	
工事場所	

主務部長	委員			推せん者

指名請負人調書

下記のとおり決定通知してよろしいか伺います。

商号又は名称	所在地	代表者	格付	契約保証金 (要・否)	適用

工事の種類 \_\_\_\_\_

指名数 \_\_\_\_\_

入 札 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事  
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
  - 2 工事名
  - 3 工事場所 市（郡） 町 地内
  - 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
  - 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
  - 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分
- なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金 1 免除する  
2 入札金額の5/100以上を納付すること。
  - 8 最低制限価格 設定
  - 9 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに10、11、12、17、18、19及び20に定める内容に違反したとき。
  - 10 工事費内訳書を入札書の提出期限前までに、入札書と併せて提出すること。
  - 11 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
  - 12 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
  - 13 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
  - 14 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
  - 15 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届けを提出すること。
  - 16 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 17 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合の配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3箇月以上の雇用関係になければならない。
  - 18 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。
  - 19 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることは、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
    - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
    - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
    - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
    - ニ) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。
  - 20 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
  - 21 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
  - 22 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
  - 23 落札者が、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

備考 この通知書は、最低制限価格を設定する場合に使用する。

※ 工事費内訳書を提出するに当たっては、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

入札執行通知書

年 月 日

様

知事  
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
  - 2 工事名
  - 3 工事場所 市(郡) 町 地内
  - 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
  - 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
  - 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分
- なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金 1 免除する  
2 入札金額の5/100以上を納付すること。
  - 8 低入札調査基準価格 設定  
（最低価格入札者を落札者としめない場合がある。低入札調査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないと判断されて不適格となった場合は、再度入札に参加することができないものとする。）
  - 9 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の定めにより調査を行った上で落札者となる場合は次の要件を満たすこと。
    - ① 長崎県財務規則第111条に定める契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。
    - ② 長崎県財務規則第62条第1項に定める前金は契約金額の2割を越えない範囲内とする。
    - ③ 工事現場には18に定める技術者と別に同等の資格を有する者を1名専任で配置すること。
  - 10 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、11、12、13、18、19、20及び21に定める内容に違反したとき。
  - 11 工事費内訳書を入札書の提出期限前までに、入札書と併せて提出すること。
  - 12 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
  - 13 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
  - 14 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
  - 15 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
  - 16 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届けを提出すること。
  - 17 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 18 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合の配置技術者は、当該入札者が入札執行日以前に連続して3箇月以上の雇用関係になければならない。
  - 19 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とするることができない。
  - 20 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
    - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
    - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
    - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
    - ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。
  - 21 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
  - 22 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
  - 23 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事であること。
  - 24 落札者が、指名基準に抵触した場合、契約を締結しない。

備考 この通知書は、低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。

※ 工事費内訳書を提出するに当たっては、工事費内訳書取扱要領を参照すること。

様式第3号の3（第6条関係）

年 月 日

様

知 事  
か い 長

印

指 名 取 消 通 知 書

記

年 月 日付けで入札執行通知をいたしましたので下記の入札指名については、貴社の状況が長崎県建設工事の指名基準に抵触することが判明しましたので、指名を取り消します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期
- 5 開札予定日

様式第3号の4（第6条関係）

見 積 執 行 通 知 書

年 月 日

様

知 事  
か い 長

印

工事の見積を行いますので、下記事項を留意の上、ご来庁（局、所）下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市（郡） 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
- 5 見積執行の日時場所 月 日 時 分
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書の宛名は、契約担任者とする。
- 8 見積の意思がない場合は、参加しないことができる。なお、見積執行までに辞退届けを提出すること。
- 9 請負決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 10 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者としてすることができない。
- 11 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
  - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分果たせること。
  - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
  - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
  - ニ) 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。
- 12 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。

見積執行通知書

年 月 日

様

知 事  
か い 長

印

年 月 日に締結した請負契約の内容を別添設計図書のとおり変更したいので下記事項を留意の上、ご来庁（局、所）下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市（郡） 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
- 5 見積執行の日時場所 月 日 時 分
- 6 代理見積の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 7 見積書の宛名は、契約担任者とする。
- 8 変更請負額決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。  
なお、この契約希望金額は変更による差額ではなく、変更後の契約希望金額の総額である。
- 9 その他見積及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。

入札（見積）辞退届

年 月 日

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

下記について指名を受けましたが、都合により入札（見積）を辞退します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名

様式第4号(第7条関係)

入札(見積)書

年 月 日

様

入札(見積)者所在地  
商号又は名称  
代表者名

印

下記工事を請け負いたいので、下記金額をもって入札(見積り)します。

記

¥

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り

- 備考 1 入札(見積)者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第5号(第7条関係)

入札(見積)用封筒

(表)

第 号

工事名

---

入札(見積)書

氏名

(裏)

(裏)

備考 1 封筒の大きさは標準規格長3を使用すること。

様式第5号の2（第9条の2関係）

契約不締結通知書

年 月 日

様

知事等

印

さきに落札決定しました下記工事については、契約を締結しないことを通知します。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 契約を締結しない理由

様式第6号（第13条関係）

契約解除通知書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

年 月 日締結した工事の請負契約は、下記理由により解除します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 請負代金額 ¥
- 5 解除の理由

備考 解除の理由には、契約書の根拠条項を明示すること。



様式第7号の2 (第16条関係)

(免税事業者用)

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

工 事 番 号 第 号  
工 事 名

年 月 日締結した工事の請負契約を下記のとおり変更したいので、申込みます。  
なお、この契約変更について異議がなければ、長崎県建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付してください。

記

- |   |             |             |   |   |    |    |
|---|-------------|-------------|---|---|----|----|
| 1 | 現請負代金額      | ¥           |   |   |    |    |
| 2 | 変更請負代金額     | ¥           |   |   |    |    |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥           |   |   |    |    |
| 4 | 現契約工期       | 着工          | 年 | 月 | 日  |    |
|   |             | 完成          | 年 | 月 | 日  | 日間 |
| 5 | 変更契約工期      | 着工          | 年 | 月 | 日  |    |
|   |             | 完成          | 年 | 月 | 日  | 日間 |
| 6 | 部分払回数       | 現回数         |   |   |    | 回  |
|   |             | 変更回数        |   |   |    | 回  |
| 7 | 支払限度額等      | 現支払限度額      |   |   | 年度 | ¥  |
|   |             | 変更支払限度額     |   |   | 年度 | ¥  |
|   |             | 現出来高予定額     |   |   | 年度 | ¥  |
|   |             | 変更出来高予定額    |   |   | 年度 | ¥  |
| 8 | 変更内容        | 別冊設計図書のとおり。 |   |   |    |    |

備考 この申込書は、設計内容等の軽微な変更により、契約担任者において変更請負代金額等を提示して申込みをする場合で、受注者が消費税法の規定による免税事業者であるときに使用する。

様式第7号の3 (第16条関係)

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

工 事 番 号 第 号  
工 事 名

年 月 日締結した工事の請負契約は、見積(協議)の結果、下記のとおり変更することになったので、長崎県建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付してください。

記

- |   |             |                            |   |   |    |    |
|---|-------------|----------------------------|---|---|----|----|
| 1 | 現請負代金額      | ¥                          |   |   |    |    |
|   |             | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額       | ¥ |   |    | )  |
| 2 | 変更請負代金額     | ¥                          |   |   |    |    |
|   |             | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額       | ¥ |   |    | )  |
| 3 | 請負代金額の増(減)額 | ¥                          |   |   |    |    |
|   |             | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 | ¥ |   |    | )  |
| 4 | 現契約工期       | 着工                         | 年 | 月 | 日  |    |
|   |             | 完成                         | 年 | 月 | 日  | 日間 |
| 5 | 変更契約工期      | 着工                         | 年 | 月 | 日  |    |
|   |             | 完成                         | 年 | 月 | 日  | 日間 |
| 6 | 部分払の回数      | 現回数                        |   |   |    | 回  |
|   |             | 変更回数                       |   |   |    | 回  |
| 7 | 支払限度額等      | 現支払限度額                     |   |   | 年度 | ¥  |
|   |             | 変更支払限度額                    |   |   | 年度 | ¥  |
|   |             | 現出来高予定額                    |   |   | 年度 | ¥  |
|   |             | 変更出来高予定額                   |   |   | 年度 | ¥  |
| 8 | 変更内容        |                            |   |   |    |    |

備考 1 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徴して変更請負代金額を決定した場合及び受注者と協議して変更請負金額等を決定した場合で、受注者が消費税法の規定による課税事業者であるときに使用する。  
2 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の7及び第72条の83の規定により算出したものをいい、請負代金額に 10/110を乗じて得た額である。

様式第7号の4（第16条関係）

（免税事業者用）

契 約 変 更 申 込 書

年 月 日

様

契約担当者職氏名

印

工 事 番 号 第 号

工 事 名

年 月

日締結した工事の請負契約は、見積（協議）の結果、下記のとおり変更することになったので、長崎県建設工事執行規則に定める契約変更請書を送付してください。

記

- 1 現請負代金額 ￥
- 2 変更請負代金額 ￥
- 3 請負代金額の増（減）額 ￥
- 4 現契約工期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日 日間
- 5 変更契約工期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日 日間
- 6 部分払の回数 現回数 回  
変更回数 回
- 7 支払限度額等 現支払限度額 年度 ￥  
変更支払限度額 年度 ￥  
現出来高予定額 年度 ￥  
変更出来高予定額 年度 ￥

8 変更内容

備考 この申込書は、受注者からあらかじめ見積書を徴して変更請負代金額を決定した場合及び受注者と協議して変更請負代金額等を決定した場合で、受注者が消費税法の規定による免税事業者であるときに使用する。

様式第7号の5（第16条関係）

年 月 日

様

契約担当者職氏名

印

工事請負契約に係る契約変更について

年 月 日に契約締結を行った下記工事について、別添「工事請負変更契約書」（以下「変更契約書」という。）のとおり変更したいので申し込みます。

なお、この契約変更に関する異議がなければ、変更契約書2部に記名押印のうえ返送願います。

記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名

備考 今回の変更については、解体工事に要する費用等に関する変更が含まれるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第13条第2項により長崎県建設工事執行規則第16条の規定による「変更契約請書」によることができないものである。

様式第7号の6（第16条の2関係）

中間前金払・部分払の変更申請書

年 月 日

様

受注者 住所  
氏名

㊞

下記の工事について（ 中間前金払 ・ 部分払 ）の変更を申請します。

記

1	工事番号	第	号						
2	工事名								
3	工期	年 月 日	～ 年 月 日まで						
4	請負代金額	¥							
5	摘要	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>1</td> <td>中間前金払から部分払に変更します。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>2</td> <td>部分払から中間前金払に変更します。</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/>	1	中間前金払から部分払に変更します。	<input type="checkbox"/>	2	部分払から中間前金払に変更します。
<input type="checkbox"/>	1	中間前金払から部分払に変更します。							
<input type="checkbox"/>	2	部分払から中間前金払に変更します。							

※ 該当項目に○をつけてください。

様式第8号（第16条関係）

契約変更申請書

年 月 日

様

受注者 住所  
氏名

㊞

年 月 日締結した請負契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。

記

1	工事番号	第	号
2	工事名		
3	工事場所	市(郡)	町 地内
4	請負代金額の増(減)額	¥	
		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 ¥ )	
5	契約保証金の追納(還付)額	¥	
6	工事期間	日間延長(短縮)	
	前工期	着工	年 月 日
		完成	年 月 日 日間
	変更工期	着工	年 月 日
		完成	年 月 日 日間
7	部分払回数	現回数	回
		変更回数	回
8	支払限度額等	現支払限度額	年度 ¥
		変更支払限度額	年度 ¥
		現出来高予定額	年度 ¥
		変更出来高予定額	年度 ¥
9	工事内容	別冊設計図書のとおり。	
10	その他	原請負契約書のとおり。	

- 備考
- この請書は、受注者が消費税法に規定する課税事業者である場合に使用する。
  - 「請負代金額の増(減)額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。
  - 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第8号の2 (第16条関係)

(免税事業者用)

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所  
氏名

印

年 月 日締結した請負契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。  
記

- |    |               |             |       |    |  |
|----|---------------|-------------|-------|----|--|
| 1  | 工事番号          | 第           | 号     |    |  |
| 2  | 工事名           |             |       |    |  |
| 3  | 工事場所          | 市(郡)        | 町     | 地内 |  |
| 4  | 請負代金額の増(減)額   | ¥           |       |    |  |
| 5  | 契約保証金の追納(還付)額 | ¥           |       |    |  |
| 6  | 工事期間          | 日間延長(短縮)    |       |    |  |
|    | 前工期           | 着工          | 年 月 日 |    |  |
|    |               | 完成          | 年 月 日 | 日間 |  |
|    | 変更工期          | 着工          | 年 月 日 |    |  |
|    |               | 完成          | 年 月 日 | 日間 |  |
| 7  | 部分払回数         | 現回数         | 回     |    |  |
|    |               | 変更回数        | 回     |    |  |
| 8  | 支払限度額等        | 現支払限度額      | 年度    | ¥  |  |
|    |               | 変更支払限度額     | 年度    | ¥  |  |
|    |               | 現出来高予定額     | 年度    | ¥  |  |
|    |               | 変更出来高予定額    | 年度    | ¥  |  |
| 9  | 工事内容          | 別冊設計図書のとおり。 |       |    |  |
| 10 | その他           | 原請負契約書のとおり。 |       |    |  |

備考 1 この請書は、受注者が消費税法の規定による免税事業者にある場合に使用する。

2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第8号の3 (第16条関係)

(当初口頭契約後の変更)

契 約 変 更 請 書

年 月 日

様

受注者 住所  
氏名

印

年 月 日締結した請負契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。  
記

- |    |               |                            |       |    |  |
|----|---------------|----------------------------|-------|----|--|
| 1  | 工事番号          | 第                          | 号     |    |  |
| 2  | 工事名           |                            |       |    |  |
| 3  | 工事場所          | 市(郡)                       | 町     | 地内 |  |
| 4  | 現請負代金額        | ¥                          |       |    |  |
| 5  | 変更請負代金額       | ¥                          |       |    |  |
| 6  | 請負代金額の増(減)額   | ¥                          |       |    |  |
|    |               | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額 | ¥     | )  |  |
| 7  | 契約保証金の追納(還付)額 | ¥                          |       |    |  |
| 8  | 工事期間          | 日間延長(短縮)                   |       |    |  |
|    | 前工期           | 着工                         | 年 月 日 |    |  |
|    |               | 完成                         | 年 月 日 | 日間 |  |
|    | 変更工期          | 着工                         | 年 月 日 |    |  |
|    |               | 完成                         | 年 月 日 | 日間 |  |
| 9  | 部分払回数         | 現回数                        | 回     |    |  |
|    |               | 変更回数                       | 回     |    |  |
| 10 | 支払限度額等        | 現支払限度額                     | 年度    | ¥  |  |
|    |               | 変更支払限度額                    | 年度    | ¥  |  |
|    |               | 現出来高予定額                    | 年度    | ¥  |  |
|    |               | 変更出来高予定額                   | 年度    | ¥  |  |
| 11 | 工事内容          | 別冊設計図書のとおり。                |       |    |  |
| 12 | その他           | 原請負契約書のとおり。                |       |    |  |

備考 1 この請書は、受注者が消費税法に規定する課税事業者で、当初口頭契約により契約をした場合で第1回契約変更時の請書に使用する。なお、第2回契約変更以降の請書は様式第8号による。

2 「請負代金額の増(減)額」及び「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額の増(減)額」は、契約変更申込書の当該事項の金額を記入する。

3 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第8号の4 (第16条関係)

(免税事業者用)

契約変更請書

年 月 日

様

受注者 住所  
氏名

㊞

年 月 日締結した請負契約の内容を下記のとおり変更することについて承諾します。  
記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 現請負代金額 ¥
- 5 変更請負代金額 ¥
- 6 請負代金額の増(減)額 ¥
- 7 契約保証金の追納(還付)額 ¥
- 8 工事期間 日間延長(短縮)
  - 前工期 着工 年 月 日 日間
  - 完成 年 月 日
  - 変更工期 着工 年 月 日 日間
  - 完成 年 月 日
- 9 部分払回数 現回数 回  
変更回数 回
- 10 支払限度額等 現支払限度額 年度 ¥  
変更支払限度額 年度 ¥  
現出来高予定額 年度 ¥  
変更出来高予定額 年度 ¥
- 11 工事内容 別冊設計図書のとおり。
- 12 その他 原請負契約書のとおり。

備考 1 この請書は、受注者が消費税法の規定による免税事業者で、当初口頭契約により契約をした場合で第1回契約変更時の請書に使用する。なお、第2回契約変更以降の請書は様式第8号の2による。  
2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。

様式第8号の5 (第16条関係)

(建設リサイクル法適用部分の変更)

工事請負変更契約書

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内

[ 契約担任者職氏名 ] (以下「発注者」という。)と [ 受注者職氏名 ] (以下「受注者」という。)とは、  
年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書(以下「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。

(工期の変更)

第1条 原契約書3中「年 月 日まで」を「年 月 日まで」に改める。

(請負代金額の増(減)額)

第2条 請負代金額を 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)増(減)額し、原契約書5中「円」を「円」に、( )中「円」を「円」に改める。

(契約保証金の追納(還付)額)

第3条 契約保証金を 円増(減)額し、原契約書6中「円」を「円」に改める。

(解体工事に要する費用等の変更)

第4条 原契約書8中「別紙のとおり」の「別紙」を「別紙」に改める。

(工事内容の変更)

第5条 原契約書第1条中の「設計図書」(の一部)を別冊の「設計図書」に改める。

(部分払回数の変更)

第6条 原契約書第39中「回」を「回」に改める。

(支払限度額の変更)

第7条 原契約書第41条第1項中

年度「 円」を「 円」に、  
年度「 円」を「 円」に改める。

(出来高予定額の変更)

第8条 原契約書第41条第2項中

年度「 円」を「 円」に、  
年度「 円」を「 円」に改める。

(債務負担行為に係る契約の部分払いの特則)

第9条 原契約書第44条中

年度「 回」を「 回」に  
年度「 回」を「 回」に改める。

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	印
受注者	住 所	
	氏 名	印

備考 1 本形式は、建設リサイクル法適用部分の変更に併せ、他の工事部分を変更する場合の様式であり、建設リサイクル法適用部分のみの変更の場合は、不必要な条項を削除して使用する。

なお、建設リサイクル法適用部分の変更がない場合は、通常どおり請書を使用する。

2 債務負担行為によらない、変更契約については、第7条から第9条を削除して使用する。

3 契約保証金の追納(還付)を求めない場合は、「第3条 契約保証金の追納(還付)額 円」と記載する。

#### 様式第8号の6(第16条の2関係)

(既済部分払から中間前金払に変更)

#### 工事請負変更契約書

1 工事番号 第 号

2 工 事 名

3 工事場所 市(郡) 町 地内

[ 契約担任者職氏名 ] (以下「発注者」という。)と [ 受注者職氏名 ] (以下「受注者」という。)とは、  
年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書(以下「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のように締結する。

(中間前金払の変更)

第1条 原契約書に第38条を次のように定める。

第38条 受注者は、次に掲げる要件(以下この項において「要件」という。)をすべて満たす場合においては、第35条の規定により既に支払われた前払金に追加して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

ただし、この場合において、受注者は、発注者に対してあらかじめ要件の認定を請求しなければならない。

一 工期の2分の1を経過していること。

二 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 発注者は、前項ただし書の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から7日以内に当該請求に係る認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする

中間前払金に関する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済みの中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 9 受注者は、第5項の規定により受領済みの中間前払金に追加してさらに中間前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 10 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 11 受注者は、中間前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 12 受注者が中間前払金の支払を受けているときは、第35条第4項から第6項までの規定は適用しない。
- 13 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払回数の変更）

第2条 原契約書第39条中「回」を「回」に改める。

（債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則の変更）

第3条 原契約書の第43条を次のように改める。

第43条 債務負担行為に係る契約の中間前金払については、第38条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第38条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、第38条第1項中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と読み替えて、同条の規定を準用する。

2 前項の場合において、契約会計年度について中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第11項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更）

第4条 原契約書の第44条を次のように改める。

第44条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(B)

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$

—前会計年度までの支払金額— (請負代金相当額—前年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額+当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 長崎県

受注者 住 所  
氏 名

印

印

(注) 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

工事請負変更契約書

1 工事番号 第 号

2 工事名

3 工事場所 市（郡） 町 地内

〔 契約担任者職氏名 〕（以下「発注者」という。）と 〔 受注者職氏名 〕（以下「受注者」という。）とは、  
年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書（以下「原契約書」という。）の一部を変更する契約を次の  
ように締結する。

（中間前金払の変更）

第1条 原契約書の第38条を削る。

（部分払回数の変更）

第2条 原契約書第39条中「 回」を「 回」に改める。

（債務負担行為に係る契約の中間前金払の特則の変更）

第3条 原契約書の第43条を削る。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更）

第4条 原契約書の第44条を次のように改める。

第44条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（A）

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10

－（前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額）

－ { 請負代金相当額 - （前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額） }

× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 回

年度 回

年度 回

年度 回

年度 回

本契約の証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 長崎県

印

受注者 住 所  
氏 名

印

（注） 第3条及び第4条は、債務負担行為に係る契約以外の場合は、記載の必要はない。

様式第9号（第17条関係）

工 事 中 止 通 知 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

下記工事は、施工を一時中止するので通知します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 中止期間 年 月 日から 約 日間
- 5 中止区間
- 6 中止の理由

様式第10号（第17条関係）

工 事 中 止 解 除 通 知 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

年 月 日から工事の施工を一時中止していた下記工事については、年 月 日工事中止を解除します。なお、下記のとおり契約工期を変更するので異議がなければ契約変更請書を送付してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 変更契約工期 完 成 年 月 日

備考 工期の変更を要しないものについては、なお書を消すこと。

様式第11号（第19条関係）

年 月 日

様

(受注者)

工 期 延 期 届

工事標準請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工事番号	
工事名	
契約年月日	
工 期	自 至
延長工期	自 至
理 由	

(注) 理由欄には、必要により次の事項について詳細に記載し、又は資料を添付すること。

- (1) 晴雨、荒天の日数等気象状況 (2) 作業実施日数 (3) 休業日数 (4) 資材、労務者の調達状況
- (5) 現在の出来高 (6) 今後の工程 (7) その他

様

（受注者）

年 月 日付けをもって請負契約を締結した

（工事番号）

（工事名）

について、工事標準請負契約書第10条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので通知します。

記

現場代理人氏名	
主任技術者、 監理技術者氏名 又は特例監理技術者	専任 ・ 非専任 (主任技術者の場合、該当に○)
監理技術者補佐	
専門技術者氏名	
追加技術者氏名 “低入札価格・履行確実性確保価 格未満の場合のみ記載”	

以下、現場代理人等の兼務について、該当に○

- ・「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」 と 「現場代理人又は配置技術者」  
( 有 ・ 無 )
- ・「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人又は配置技術者」  
( 有 ・ 無 )

※技術者は、「資格者証（写し）」を添付すること。

（実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。）

備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。  
なお、請負金額が建設業法施行令第27条に定める金額以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。  
下請代金の総額が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。
- 2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
- 3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。
- 4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」（注）を提出すること。  
(注) 現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。

様

(受注者)

工事番号

工事名

年 月 日付で通知した上記工事の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、工事標準請負契約書第10条に基づき通知します。

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更事由	

※技術者は「資格者証（写し）」を添付する。  
（実務経験者の場合は、経歴書を添付すること。）

- (注) 1. 新現場代理人等の記入内容は様式第12号に準ずる。  
2. 変更する現場代理人等区分には、下記から該当する区分を記載する。
- ・現場代理人
  - ・主任技術者
  - ・監理技術者
  - ・監理技術者補佐
  - ・専門技術者
  - ・追加技術者
3. 主任技術者及び監理技術者を変更する場合は、発注者の承認後提出する。

以下、現場代理人等の兼務について、該当に○

- ・「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」  
( 有 ・ 無 )
- ・「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人又は配置技術者」  
( 有 ・ 無 )

備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。  
なお、請負金額が建設業法施行令第27条に定める金額以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を選任すること。  
下請代金の総額が建設業法施行令第2条に定める金額以上となる場合、主任技術者に代えて「監理技術者」を選任すること。
- 2 監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
- 3 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。
- 4 事業所の経営管理業務責任者・専任技術者又は他現場を兼務する専任の技術者がいる場合は「兼務承諾協議書」

(注) を提出すること。

(注) 現場代理人等の兼務については、4により協議し、発注者が承諾した場合に認める。

様式第13号 (第22条関係)

監督職員決定(変更)通知書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

工事番号	第 号		
工事名			
工事場所	市(郡)	町	地内
監督職員	職 氏 名	摘 要	
監督員			
主任監督員			
総括監督員			

- 備考 1 契約締結時までに決定し、受注者に通知すること。  
2 監督職員の変更を行う場合には、適要欄に変更前の監督職員を記載することとする。  
3 主任監督員及び総括監督員は、職指定によることができる。

様式第14号 (第31条関係)

年 月 日

受信者:

「受注者名」又は「契約担任者名」様

発信者:

「契約担任者名」又は「受注者名」 印

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事標準請負契約書第34条第1項に基づき(協議・承諾)する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
4. 使用者
5. その他

- .....
- (注) 1. (協議・承諾)には、いずれかに印をつける。  
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「契約担任者名」として、発注者が作成する。  
3. 承諾の場合は、受信者を「契約担任者名」、発信者を「受注者名」として、受注者が作成する。その際、受注者は押印不要。

様式第15号（第32条関係）

（用紙縦60ミリメートル 横85ミリメートル）

（表）

（裏）

第 号
検 査 員 証
本証の所持者は工事検査員であることを証明する。
契約担任者職氏名
印

1 この証票は工事の検査を行うためその職務を指定された技術吏員であることを証するものであるから関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。
2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証票に契約担任者印及び契印のないものは無効とする。

様式第16号（第34条関係）

年 月 日

様

（受注者）

完 成 通 知 書

下記工事は 年 月 日をもって完成したので工事標準請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 請負代金額 ￥
4. 契約年月日 年 月 日
5. 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
6. 引渡し時期 工事完成確認書により通知された日

（注）本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する。

様式第17号（第34条関係）

検 査 依 頼 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

下記工事について完成検査のため検査職員の派遣を依頼します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市（郡） 町 地内
- 4 請負代金額 ￥
- 5 工期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日

様式第18号（第36条関係）

工 事 手 直 し 指 示 書

年 月 日

様

検査職員 職氏名

㊦

下記工事は、検査の結果完成を認めることができないので、下記のとおり手直しを指示する。  
なお、手直しを完了したときは直ちに修補完了届により通知すること。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 手直し期限 年 月 日
- 5 手直し内容

備考 正副2通を作成し、副本を契約担任者に提出すること。

様式第18号の2（第36条関係）

年 月 日

様

(受注者)

修 補 完 了 届

年 月 日の（ ）検査において、指示されました  
修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工事番号  
工事名  
請負代金額  
工事場所  
契 約 年 月 日  
期 限 年 月 日  
完 了 年 月 日  
修補、改造箇所及び修補内容

---

(注) 本文（ ）内には検査種類を記入する。

年 月 日

様

（受注者）

請負工事既済部分検査請求書

工事標準請負契約書第39条第2項により既済部分検査を請求します。

記

工事番号	
工事名	
工期	自 年 月 日
	至 年 月 日
出来高	年 月 日 現在の出来高は別紙調書のとおり

請負工事既済部分検査結果通知書

年 月 日

様

契約担当者職氏名

印

年 月 日に申込があった工事の既済部分の検査について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市(郡) 町 地内
- 4 請負代金額 ¥
- 5 契約工期 着工 年 月 日  
日間  
完成 年 月 日
- 6 既済部分検査年月日 年 月 日
- 7 検査職員職氏名
- 8 出来高 %

（注）今回の部分払支払可能額は次の式において求められる金額の範囲内となります。

(1) 単年度工事の場合

$$A \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前金払額}}{\text{請負代金額}} \right) - \text{既支払部分払額}$$

(2) 債務負担工事の場合

$$A \times \frac{9}{10} - \left( \text{前会計年度までの支払金額} + \text{当会計年度の部分払金額} \right) - \left\{ A - \left( \text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額} \right) \right\} \times \frac{\text{当会計年度前払金額}}{\text{当会計年度出来高予定額}}$$

※ A = 請負代金相当額 = 請負代金額 × 出来高

様式第19号の3 (第40条関係)

年 月 日

様

(受注者)

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、年 月 日をもって完成したので工事標準請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 期 自 至

請 負 代 金 額 円

指定部分工期 自 至

指定部分に対する請負代金額 円

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額) 令和〇〇年度 円 △△△

～

令和〇〇年度 円 △△△

様式第20号 (第39条関係)

工 事 完 成 確 認 書

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

下記のとおり工事の完成を確認し、引渡しを受けました。

記

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名

3 工 事 場 所 市(郡) 町 地内

4 請 負 代 金 額 円

5 工 期 着工 年 月 日

完成 年 月 日 日間

6 完 成 年 月 日 年 月 日

7 完 成 検 査 年 月 日 年 月 日

8 検 査 職 員 職 氏 名

9 現 場 代 理 人

10 主 任 技 術 者

備考 1 請負代金額500万円未満については、技術者等がコリンズへ登録されていないため9及び10を記載することで従事実績の証明とする。ただし、現場代理人等決定通知書により受注者より提出があった場合に限る。

2 請負代金額500万円以上については、技術者等の9及び10を削除して通知する。

年 月 日

請求書（ ）  
様

請求者（住所）

（氏名）

⑨

（押印省略の場合は以下を記載する。（注）2を参照。）

	氏名	電話番号
発行責任者		
発行担当者		

下記のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、次の工事（ ）として

工事番号

工事名

契約日

請負代金額 円

振込希望金融機関名

○銀行 ○金庫

店

預金の種別（ 1 普通      2 当座      3 その他（ ） ）

口座番号

口座名義

フリガナ

- （注）1 （ ）には前金払、中間前金払、部分払、指定部分完成払、完成払の別を記入すること。  
 2 押印省略可。ただし、押印省略の場合、「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名及び連絡先を記載すること。  
 3 電子メールにより提出する場合のファイル形式はPDFとし送信後契約担任者に受領確認を行うこと。

様

（受注者）

認 定 請 求 書

工事標準請負契約書第38条第1項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

工 事 番 号

工 事 名

契 約 日

工 期 自  
至

工 事 場 所

請負代金額 ￥

-----  
(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の  
出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額) 令和〇〇年度 ￥ △△△  
～  
令和〇〇年度 ￥ △△△

様式第22号の2（第43条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 番 号			
工 事 名			
工 期	～		
日 付	( 月 分 )		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主任監督員	監督員

様式第22号の3（第43条関係）

認 定 ( 調 書 ) 通 知 書

請 負 者 名			
工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所	市 ( 郡 )	町	地 内
工 期	自 年 月 日	至	年 月 日
契 約 金 額			
確 認 者 名			
摘 要			
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">契約担任者 <span style="float: right;">印</span></p>			

代理受領承諾申請書

年 月 日

様

受注者 住所  
氏名

㊞

工事請負代金の受領について下記のとおり第三者を代理人としますので承諾願います。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 支払代金の種類 完成払 ・ 部分払
- 4 請負代金額 ¥
- 5 代理人受領予定金額 ¥
- 6 代理人住所氏名  
(住所)  
(氏名) ㊞
- 7 理由

上記の件について承諾・不承諾します。

年月日 年 月 日

契約担任者職氏名

不承諾の理由

印



様式第27号（第53条関係）

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

契約不適合 修 補 請 求 書

年 月 日付けで工事請負契約を締結した下記の工事について、契約不適合が認められるので、工事請負契約書第47条第1項に基づき、契約不適合修補を請求します。

なお、当該請求に対し異議のない場合は、別紙の確認書に記入押印のうえ、返送して下さい。

記

- 1 工 事 場 所 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 市(郡) 町 地内
- 4 契約不適合修補の内容とその理由
- 5 修補命令事項
- 6 契約不適合修補完了期日 年 月 日まで
- 7 提 出 書 類  
着工時提出； 現場代理人等決定通知書、計画工程表  
完了後提出； 修補完了届（修補完了届には修補前、工事中、完了後の詳細な写真及び資料を添付）

様式第28号（第53条関係）

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

確 認 書 （契約不適合修補）

年 月 日付けで請求があった、契約不適合修補については、請求内容のとおりこれを誠実に履行いたします。

記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 契約不適合修補の工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで